

ます。  
**対**市内の自治会・町内会およびマンション管理組合  
**□補助金上限額** ①と②の合計額  
**①**団体割額：1万2,000円  
**②**世帯割額：200円×加入世帯数  
 ※1,000円未満は切り捨て  
**□申請受付** 7月2日(月)～10月31日(水)  
**申**申請書類を上記期間中に〒202-8555市役所協働コミュニティ課(保谷庁舎3階)へ持参(持参できない場合は応相談)  
 ※詳細はお問い合わせください。  
 ▶協働コミュニティ課 ☎042-438-4046

### 蛇口・LEDの取り換え費用の半額を助成

地球温暖化対策の推進のため、以下の省エネルギー設備の工事費用(購入費用も含む)の半額を助成します。

**□助成内容** \*1,000円未満切り捨て

機器	対象者	要件	助成額*
節水節湯水栓	市内に住民登録がある方	既設の水栓を、節湯A1・B1・C1・A・B・ABの表示がされている水栓に交換	工事費用の50% 上限5万円
LED照明器具	中小企業者・管理組合など 上記に同じ、または個人	住居用途に供する部分(集合住宅の共用部分なども含む)に設置されている直管型蛍光灯照明器具をLED照明器具に交換(配線工事を伴うランプ交換も可)	工事費用の50% 上限15万円(対象設備に共用部分など含まない場合は2万円)

※LEDは、直管型蛍光灯からの交換限定(サーライン(円形・丸形)などは対象外)  
 ※同一の住宅などにつき各1回、併用申請可。過去に同様の助成を受けた方も対象。  
 ※都営住宅・UR賃貸住宅などは助成対象外

**□申請方法**  
 環境保全課窓口・市HPで配布する申請書に必要書類を添えて下記に持参  
 ※必ず機器などの設置前に申請してください。  
**□申請受付開始日**  
 ●節水節湯水栓…6月28日(木)  
 ●LED照明器具…6月29日(金)  
 ※受付期間中でも、予算額に達した場合は受付終了  
 ※詳細は市HPをご覧ください。  
 ▶環境保全課 ☎042-438-4042

### スポーツセンター プール利用休止

7月2日(月)～5日(木)は、水抜き点検などのため利用できません(7月1日(日)午後3時以降の一般遊泳も不可)。  
 ご理解とご協力をお願いします。  
 ※プール以外の施設は7月3日(火)休館日を除き、通常通り利用できます。  
**問**スポーツセンター ☎042-425-0505  
**▶**スポーツ振興課 ☎042-438-4081

### 市政・選挙

#### はなバスに関するアンケート

はなバスに関する皆さんの意識を把握するため、アンケート調査を実施します。調査へのご理解とご協力をお願いします。  
**□調査方法**  
 16歳以上の市民の方から無作為に3,000人を抽出し郵送  
**□回答方法** 調査票を、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへ投函してください。  
**時**6月15日(金)から  
 ※なお、回収した調査票は、調査目的以外に使用することはありません。  
**□都市計画課** ☎042-438-4050

#### 6月1日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)などが確定

**□登録者数** 男性8万1,022人、女性8万6,635人、計16万7,657人  
 前回から、男性9人増、女性131人増、計140人増加しています。  
**□定時登録の要件**  
**①**日本国民 **②**平成12年6月2日以前に出生 **③**6月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、3月1日までに本市の住民基本台帳に記載)または、2月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた  
**□在外選挙人名簿登録者数** 男性96人、女性107人、計203人  
**□在外選挙人名簿登録の要件**  
**①**日本国民 **②**登録申請時に満18歳以上 **③**在外選挙人名簿に登録されていない **④**在外選挙人名簿の登録申請に関し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある  
**▶選挙管理委員会事務局** ☎042-438-4090

### 募集

#### 学童クラブ指導員補助(夏季限定臨時職員)

**□資格・人数** 18歳以上(高校生除く)の方・30人程度 ※下記期間中休まず勤務できる方優先  
**□勤務日時** 7月23日(月)～8月31日(金)の平日(午前8時30分～午後6時のうち7時間45分以内)  
 ※既に旅行などの計画がある場合は履歴書に記入してください。  
**□勤務地** 市内学童クラブ勤務  
**□賃金** 1,060円(保育士・教諭免許取得者など有資格者)、990円(無資格者)  
**申**6月29日(金)(必着)までに、市販の履歴書(写真貼付)・資格証明書の写し(有資格者のみ)を〒188-8666市役所

#### 教育委員会

**時**6月26日(火)午後2時  
**場**防災センター  
**内・定**行政報告(議決)・10人  
**▶教育企画課** ☎042-438-4070

#### 審議会など

**■使用料等審議会**  
**時**6月29日(金)午後2時30分  
**場**田無庁舎3階  
**内**施設使用料の適正化  
**定**5人  
**▶企画政策課** ☎042-460-9800

#### 子ども子育て審議会児童館等再編成専門部会

**時**6月29日(金)午後7時  
**場**田無庁舎5階  
**内**児童館等の再編成  
**定**8人  
**▶子育て支援課** ☎042-460-9841

児童青少年課(田無庁舎1階)へ持参または郵送  
 ※詳細はお問い合わせください。  
**▶児童青少年課** ☎042-460-9843

### 事業者募集

#### 企画・編集支援委託事業者

**内**男女平等推進センター発行の情報誌の企画編集支援業務の委託  
**□選考** 企画提案競技(プロポーザル方式)  
**申**6月22日(金)午後5時までに必要書類を提出  
 ※詳細は市HPをご覧ください。  
**▶男女平等推進センター** ☎042-439-0075

#### 男女平等参画推進委員会

**時**6月25日(月)午後6時  
**場**田無庁舎5階  
**内・定**第4次男女平等参画推進計画の策定(議決)・5人  
**▶協働コミュニティ課** ☎042-439-0075

#### 建築審査会

**時**6月21日(木)午後2時  
**場**保谷庁舎2階  
**内・定**建築基準法に基づく同意・5人  
**▶建築指導課** ☎042-438-4026

#### 教育計画策定懇談会

**時**6月22日(金)午前9時30分  
**場**田無庁舎5階  
**内・定**次期教育計画の体系・5人  
**▶教育企画課** ☎042-438-4070

#### 学校給食運営審議会

**時**6月28日(木)午後2時30分  
**場**谷戸小学校  
**内・定**中学校給食・5人  
**▶学校運営課** ☎042-438-4073

### 「田無駅南口再開発事業」についての注意喚起

最近、「市が田無駅南口で再開発事業を行うのか」、「都市計画道路の周辺家屋の解体事業に参加するために、組合に参加金を納入する必要があるのか」といった確認の問い合わせを多数いただいておりますが、市が

再開発事業を行う予定はありません。また、市で再開発組合を組織することはありません。市が関係しているかのようなお話には十分ご注意ください。  
**▶都市計画課** ☎042-438-4050

### 固定資産税の減額

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

**▶資産税課** ☎042-460-9830

#### 住宅のバリアフリー改修

**□減額分** 3分の1(住宅面積100㎡未満)  
**□減額要件** ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50～280㎡ ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋  
**□必要書類** ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

#### 住宅耐震改修工事

**□減額分** 2分の1(住宅面積120㎡未満)  
**□減額要件** ●昭和57年1月1日以

前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超  
**□必要書類** ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し

#### 住宅の省エネ改修

**□減額分** 3分の1(住宅面積120㎡未満)  
**□減額要件** ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3

カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋  
**□必要書類** ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)